

## りそな企業年金裁判は わが国で初めての厚生年金基金の減額裁判

りそな銀行と同厚生年金基金は 厚生労働省の認可を受けたとして 04 年 8 月から、減額に同意しない受給者（退職者）の分も含めて退職年金の減額を強行しました。（平均 13.2 パーセント、年額 20～40 万円カット）

りそな銀行には 03 年金融危機が言われる中で公的資金 1 兆 9600 億円が投入されました。そのとき金融庁へ提出した「経営健全化計画」にリストラの一環として、社員の年収 3 割カットと退職年金受給者の企業年金減額を盛り込みました。受給者には基金財政の悪化と説明しながら、部店長宛には希望退職者の退職手当上積みに必要な資金の調達とした文書を配布しています。

減額に反対する受給者 11 名は 05 年 6 月 ①減額不同意者への減額は無効②年金規約変更による不利益変更は不同意者には及ばない③退職年金引き下げの「真にやむを得ない」理由は存在しないなどの理由で、減額前の年金支払いを受ける権利を有する地位の確認と減額差額を支払えという訴えを東京地裁におこしました。提訴以来 13 回の口頭弁論や証人尋問などが行われ、今年 12 月の最終弁論を経て結審となる予定ですが、今回の裁判はわが国で初めての厚生年金基金の受給者減額に対する裁判です。

日本経団連や企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）は政府に対して、受給者（退職者）の年金減額も労働組合と使用者の合意のみで出来るよう「規制緩和」を毎年要求しています。

退職者にとっては、年金が唯一の生活を支える収入であり、年金減額は老後の生活設計を破壊するものです。また退職時点で退職金の一部を年金として受け取る契約により、年金額も確定していたものです。退職時に確定していた年金をその後の企業の都合で、同意しない者の年金まで一方的に減額するようなことがあってはなりません。しかも退職金は賃金の後払いであり長年の労働に対する労働債権です。

この りそな銀行の企業年金減額裁判は他の多くの企業と基金が注目しています、もしこの減額を認めるようなことになれば他の企業年金基金も「右へ習え」をしてくるでしょう。

厚生年金基金は 1966 年(昭和 41 年)厚生年金保険法を改正してスタートしましたが、右肩上がりの経済情勢下よもや「年金減額」ということなど予想することもなく減額に関する明確な法の定めがありません。

次ページでもう少し りそな企業年金裁判の中身に触れて見ます。

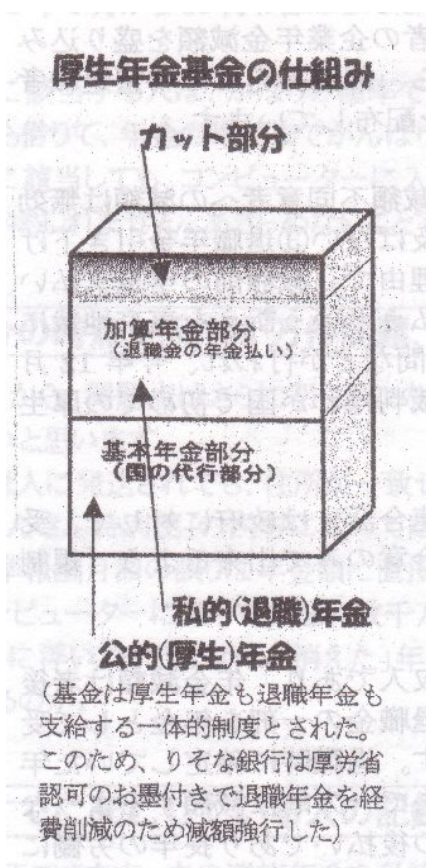
## りそな企業年金減額裁判

なんだかややっこしい！そもそも、1966年に厚生年金基金が創設された当初から、国の年金の一部を代行給付し、その公的年金部分に退職年金という私的年金を加算した設計を義務付ける仕組みにしたことが複雑さを作り出している原因です。

基金制度創設後の経済成長の続くもとでは、基金の年金減額などの問題も起こらなかったし、減額を認める通達も手続きもありませんでした。

バブル崩壊後の1997年、長引く不況のもとで、財界の要請で、年金減額を認める「年金局長通知」が出されました。このとき以来、厚生年金基金だけでなく、自社年金までもがこの通達を悪用して、受給権者の年金減額を強行しています。このため松下電器や早稲田大学などで公的年金の減額を巡って裁判が続いています。

りそな企業年金裁判で基金制度に潜在している重大な矛盾が表面化してきたわけです。



「年金局長通知」は給付設計の変更の際し、受給者の給付水準が原則として下がらないことをうたっています。ただし、基金存続のため、給付水準の引き下げが真にやむを得ない場合は、①全受給者への十分な事前説明と意向確認②全受給者の3分の2以上の同意③希望する者は最低積立基準額に相当する額を一時金として受け取れることを条件に水準の引き下げを認めました。

### ☆誠意のない被告・りそな銀行の姿勢

減額説明会で一方的な説明と基金解散の脅し、質問は制限され、年金カットの理由は平均寿命の延びによる資金負担とか、資金運用環境の悪化だ、とのべ、公的資金注入は別問題だとしました。誠意のない説明で多数の受給者は情報も限られているなかで、同意やむなしとの判断に傾きました。

### 「公的資金を注入されたのだから仕方ないか？」

当時（平成13～15年度）の経常収益・業務粗利益は最高水準でした。被告（銀行）が言う「大幅赤字」は不良債権の過大な処理によるもので経常収益以後の段階で生じているものです。（14年3月期のその他の経常費用が1兆2124億円計上され、結果として1兆1601億円の経常損失）また自己資本の減少は巨額の繰延税金資産の否認が主因で、いずれも政府・金融庁の政策次元の問題です。

この年金カットは経営陣の失敗を働くものに責任転嫁していること、しかも退職金規定などの労働契約で年金受給権が確定している退職者にまで責任転嫁しているというところで極めて理不尽なやり方です。（文責 中央執行委員 山本 寛）